

社会保険 とっとり

vol.625

2023
5

今月の記事

- 令和5年度算定基礎届事務講習会のご案内
- 令和4年10月から育児休業等期間中の社会保険料免除要件が見直されました。
- こんなときどうする?高額療養費について
- 教授の「職場の健康づくり研究室」
第108回 ~心不全パンデミックについて~
- 社会保険協会費納入のお願い
- 事業所の名称・所在地等の変更は、社会保険協会にもご連絡を!
- 社会保険協会事業に関するアンケートについて(お礼)



福田
カーネーション

カーネーション(色紙画)
(鳥取県美術家協会会員 福田典高氏)

年金事務所からのお知らせ

令和5年度 算定基礎届事務講習会のご案内

「算定基礎届」は、厚生年金保険及び健康保険の保険給付金の決定や保険料の計算の基礎となる標準報酬月額を決定する大切な届出です。適正な届出にご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

つきましては、適正な届書を作成し提出していただくため、算定基礎届事務講習会を下記のとおり開催することとしました。

ご多忙のところ恐縮ですが、事務担当者様のご出席にご配慮いただきますよう、よろしくお願いいたします。



留意事項

- 新型コロナウイルス感染症予防のため、収容人数及び規模を縮小して実施いたします。会場の収容人数に制限がありますので、ご了承くださいませようお願いいたします。
- ご来場の際は、公共交通機関を利用してお越しください。
- ご不明な点につきましては、管轄の年金事務所へお問い合わせください。
- 会場にて算定基礎届の届書用紙の配布はございません。

令和5年度算定基礎届事務講習会の日程及び会場

	鳥取地区	倉吉地区	米子地区
日時	6月15日(木) 午前の部 10:00~12:00 午後の部 14:00~16:00	6月20日(火) 13:30~15:30	6月16日(金) 午前の部 10:00~12:00 午後の部 14:00~16:00
会場	とりぎん文化会館 小ホール 鳥取市尚徳町101-5	倉吉未来中心 小ホール 倉吉市駄経寺212-5	米子市文化ホール メインホール 米子市末広町293
お問い合わせ先	鳥取年金事務所 厚生年金適用調査課 0857-27-8311 (音声案内 ③ ⇒ ②)	倉吉年金事務所 厚生年金適用徴収課 0858-26-5311 (音声案内 ③ ⇒ ②)	米子年金事務所 厚生年金適用調査課 0859-34-6111 (音声案内 ③ ⇒ ②)

事務講習会の日時・
会場・受講対象事業所の
最新情報につきましては、

「【事業主の皆様へ】令和5年度算定基礎届事務講習会の開催について」
(<https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/jimukoshukai.html>)
をご確認ください。

令和4年10月から育児休業等期間中の 社会保険料免除要件が見直されました。

育児休業中の保険料免除とは？

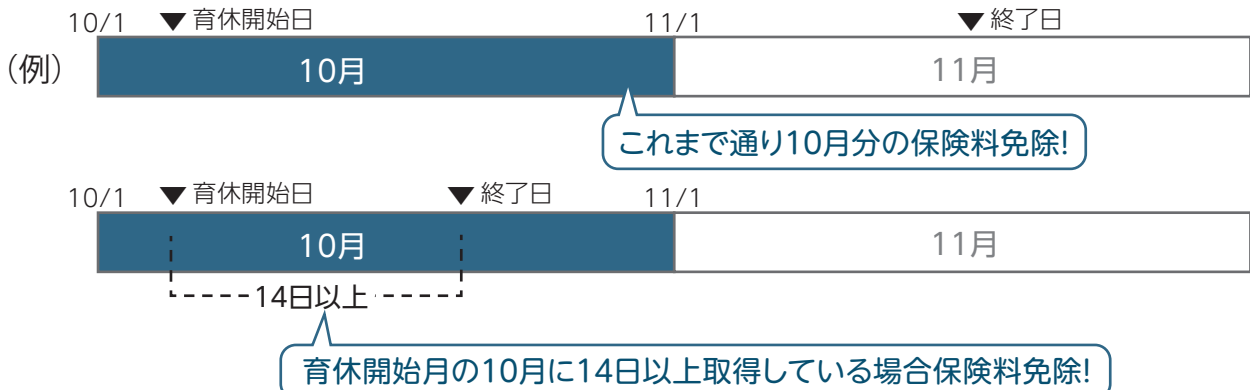
3歳に満たない子を養育するための育児休業等（育児休業及び育児休業に準じる休業）期間は、事業主が「育児休業等取得者申出書」を提出することにより、健康保険・厚生年金保険の保険料が事業主負担分・被保険者負担分ともに免除されます。

同月内に14日以上育児休業等を取った場合も免除されます

これまでの保険料免除要件（育児休業等を開始した日の属する月から終了する日の翌日が属する月の前月まで）に加えて、育児休業等を開始した日の属する月内に、14日以上（休業期間中に就業予定日がある場合は、当該就業日を除く。また、土日等の休日も期間に含む。）の育児休業等を取った場合も、当該月の月額保険料が免除されます。

月額保険料の免除

※ ■ 部分が保険料免除月

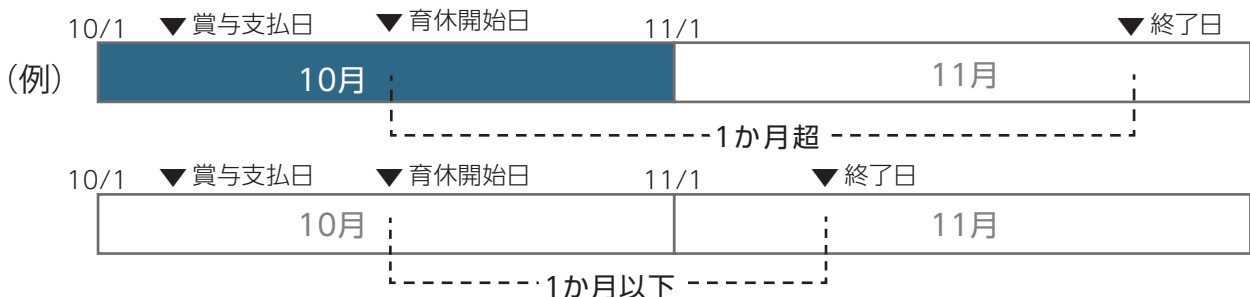


賞与保険料の免除要件が変わりました

賞与保険料は、賞与を支払った月の末日を含んだ連続した1か月を超える育児休業等を取った場合に免除されます。1か月を超えるかは暦日で判断し、土日等の休日も期間に含みます。

賞与保険料の免除

※ ■ 部分が保険料免除月



お問合せ先

鳥取年金事務所

鳥取市扇町176
電話 0857-27-8311

倉吉年金事務所

倉吉市山根619-1
電話 0858-26-5311

米子年金事務所

米子市西福原2-1-34
電話 0859-34-6111

協会けんぽ鳥取支部からのお知らせ

こんなときどうする?高額療養費について



48歳の被保険者本人です。今月入院し、限度額適用認定証を使って精算したところ、窓口での自己負担額は57,600円になりました。しかし、今月は別の病院にも通院しており、その病院でも30,000円ほどの支払いがあります。これは高額療養費の対象になりますか?



医療機関ごとに支払った医療費がそれぞれ21,000円以上あり、それらを合計した1か月の支払った総額が自己負担限度額(57,600円)を超えていますので、高額療養費の対象になります。



自己負担額の計算方法

- 1か月単位(1日~末日)で計算
- 受診した人ごとに計算
- 医療機関ごと(医科・歯科別)で計算
- 入院と通院は分けて計算
同じ医療機関でも入院と通院は分けて計算します。通院にかかる院外調剤分は通院分に合計します。医療機関受診日と薬局での調剤日の月が異なる場合は分けて計算します。
- 保険適用分が対象
(食事代、差額ベッド代等は対象外)

複数の医療機関での診療分や、同一世帯の他の受診者分を合算する場合の計算

70歳未満の方

21,000円以上の自己負担のみ合算できます。

70歳以上
75歳未満の方

金額を問わずすべての自己負担を合算できます。

70歳未満の自己負担限度額

被保険者の所得区分によって自己負担限度額は変わります。
(70歳以上75歳未満の方の自己負担限度額は協会けんぽホームページをご参照ください。)

被保険者の所得区分		自己負担限度額
ア	標準報酬月額 83万円以上	252,600円 + (総医療費 - 842,000円) × 1% [多数該当:140,100円]
イ	53万~79万円	167,400円 + (総医療費 - 558,000円) × 1% [多数該当:93,000円]
ウ	28万~50万円	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1% [多数該当:44,400円]
エ	26万円以下	57,600円 [多数該当:44,400円]
オ	低所得者 (被保険者が住民税非課税、かつ、区分ア、イに該当しない方)	35,400円 [多数該当:24,600円]

質問のケースの場合

- 70歳未満
- 所得区分エ(自己負担限度額57,600円)
- 支払った総額:57,600円+30,000円=87,600円

支払った総額 **87,600円** - 自己負担限度額 **57,600円** = **30,000円**

申請により
高額療養費が
支給されます

申請書は
こちらから!



申請の流れ

1か月間(1日~末日)に医療機関等の窓口で支払金額が高額に

「高額療養費支給申請書」を協会けんぽへ提出

診療を受けた月から3か月以上医療機関等から審査に必要なレセプトが協会けんぽに届くまでに要する期間

内容を審査の上、支給

お問合せ先

全国健康保険協会 鳥取支部 業務グループ

☎ 0857-25-0052

〒680-8560 鳥取市今町2丁目112番地 アクティ日ノ丸総本社ビル 5階

すべての申請書は郵送で提出してください。

↓各種申請書はこちらからダウンロードできます!

協会けんぽ 鳥取 検索

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp>





▼心不全パンデミックとは

新型コロナウイルス感染症の世界的流行により、「パンデミック」という言葉が知れ渡りました。「パンデミック」とは、感染症が世界的に大流行することですが、感染症でない病気が急激に増加する状態をパンデミックと呼ぶことがあります。まだあまり知られていませんが、医療者の業界内では、心不全パンデミックという言葉をよく目にするようになりました。なぜ心不全パンデミックという言葉が生まれたかといえば、ここ数年心不全の患者数が急激に増加しているためです。これは世界的傾向であり、10年以上前から警鐘が鳴らされてきましたが、わが国では、ここ数年の間に話題になってきました。わが国の死因のトップはがんなのでがん対策に目が行きがちですが、医療費の面、要介護状態の原因疾患につながる面などにより心臓病や脳血管疾患といった循環器疾患が再注目されるようになりました。

ある文献によると、わが国における新規発症心不全の推移を見ると、1950年には5万人に満たなかったのが、右肩上がりに増加し、1990年には10万人を突破し、さらに増え続けており、2030年には35万人を突破すると予測されています。現在約100-120万人の患者がいると推定されています。患者数では、がん患者を上回っています。

▼心不全とはどのような病気か

心不全は、心臓が悪いために、息切れやむくみが起こり、だんだん悪くなり、生命を縮める病気と定義されています。心臓が悪いとは、心臓から全身へ血液を送り出すポンプとしての機能が落ちていることを言います。息切れやむくみは、心臓のはたらきが悪くなることによって起こる心不全の典型的な症状です。身体が必要とする血液を送り出せないために起こる症状としては、坂道・階段での息切れ、手足が冷たい、全身倦怠感、日中の尿量・回数の減少などです。心臓への血液の戻りが悪く、身体に血液が滞ってしまう「うっ滞」によって起こる症状は、むくみです。心不全のむくみは左右対称で、体重増加が見られます。体全体の水分量が増えることで、体重が2~3kg以上増加したり、夜間の尿量が増えたり、夜間に呼吸困難が起こることもあります。さらに、悪くなると、入院になり、その後入退院を繰り返す、時に急に悪くなり、やがて命を落とすこととなります。

▼心不全が起こる要因は何か

心不全は、高血圧や様々な心臓の病気が原因となります。したがって、心不全は、心臓病が悪化した最終段階とも言えます。心不全が増加している最大の要因は、人口の高齢化です。わが国では、先進国でも類を見ない急速な高齢化が進んでいるので、心不全の近年の増加傾向も急峻なのです。心不全を起こす心臓病とは、心筋梗塞、弁膜症、心筋症、不整脈、先天性心疾患等があります。あらゆる心臓病を起こしやすくするのが高血圧です。それに糖尿病、喫煙、肥満、脂質異常症などが加わると動脈硬化を促進し、さらに心臓病になりやすくなります。それらを放置しておくと、前に述べた心臓そのものの病気が発生していきます。それらの治療がうまくいかなくて心臓の機能が低下し、収縮機能(血液を送り出す機能)や拡張機能(血液を戻す機能)が低下した状態が心不全なのです。

▼早めに気づいて治療開始を

心不全の成立には何十年もかかるとされています。したがって、その兆しに気づいて、早めに対処すれば、防ぐことができるのです。日本循環器学会と日本心不全学会では、高血圧や糖尿病、脂質異常症、肥満といった生活習慣病があれば、すでに心不全のステージAという予備段階にあると位置づけています。心臓の疾患である、心肥大や心筋梗塞、心房細動などの不整脈が出てきた段階を心不全の前段階であるステージBとしています。すなわち、ステージAのうちは自覚症状がないことも多いのですが、背景にある疾患の治療をしっかりと行い、それに合った生活習慣改善を行い、ステージBにならないようにすること、ステージBでは、心不全にならないようしっかりと治療し、心臓のリハビリをすることが大切です。心不全になりかけの場合も、前述の症状にいち早く気づき、治療を開始することが、重症化防止のためには重要です。



鳥取大学医学部
環境予防医学分野
教授

尾崎 米厚
(おさき よねあつ)



(一財)鳥取県社会保険協会からのお知らせ

電話 0857-27-1859 FAX 0857-30-7133 ホームページ [鳥取県社会保険協会](#) [検索](#)

社会保険協会費納入のお願い

当協会の事業運営につきましては、平素から格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
令和5年度社会保険協会費の納入のご案内をお送りしておりますので、特段のご理解を賜りま
すようお願い申し上げます。

ATMやインターネットバンキングなどを利用して当協会の指
定口座に会費を振り込まれる際には、振込名義人の前に**事業所
整理記号**(払込票に記載してあります)のご入力をお願いします。

ATM等での
振込みも
お受けしています



(事業所整理記号) (振込名義)

振込名義人(例)： 01イロハ カ)ネンキンケンコウキョウカイ

当協会の口座名義： ザイ)トトリケンシヤカイホケンキョウカイ



事業主の皆様へ

事業所の名称・所在地等の変更は、社会保険協会にもご連絡を！

事業所の名称・所在地等を変更された際には、社会保険協会にもご連絡をお願いします。
広報紙「社会保険とっとり」や各種ご案内をお送りする際に、事業所の名称や所在地の変更など
により、お送り出来ない場合がございます。

お手数をおかけしますが、変更の際は**管轄の年金事務所**への手続きとともに、**当協会**にもご連絡
をくださいますようお願い致します。

FAX 0857-30-7133

事業所変更届

	変 更 前	変 更 後 (該当欄を記入)
事業所整理記号		
事業所名称		
事業所所在地	〒	〒
電話番号		

社会保険協会事業に関するアンケートについて(お礼)

この度、実施させていただきました「協会事業に関するアンケート」
では、多くの貴重なご意見・ご要望をお寄せ(ご回答)いただき、ありが
とうございました。

会員事業所皆様から頂戴しましたご意見・ご要望につきましては、
できる限り今後の協会事業に反映して参りたいと思いますので、引き
続き、協会事業へのご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。

